

博物館協議会に係る関係法令等

令和5年8月
博物館

■博物館法（抜粋）

（昭和26年法律第285号）

（博物館協議会）

第23条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第24条 博物館協議会の委員は、地方公共団体の設置する博物館にあつては当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が、地方独立行政法人の設置する博物館にあつては当該地方独立行政法人の理事長がそれぞれ任命する。

第25条 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、地方公共団体の設置する博物館にあつては当該博物館を設置する地方公共団体の条例で、地方独立行政法人の設置する博物館にあつては当該地方独立行政法人の規程でそれぞれ定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参照するものとする。

■博物館法施行規則（抜粋）

（昭和30年文部省令第24号）

第22条 法第25条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

■鳥取県立博物館協議会に関する条例

（昭和33年鳥取県条例第16号）

（設置）

第1条 博物館法（昭和26年法律第285号）第23条第1項の規定に基づき、鳥取県立博物館に鳥取県立博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（定数）

第2条 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、15人以内とする。

（任命の基準）

第3条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命する。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（雑則）

第5条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、協議会が定める。

■鳥取県立博物館協議会規程

(目的)

第1条 この規程は、鳥取県立博物館協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会に議長を置く。

2 議長は、協議会委員（以下「委員」という。）の互選とし、その任期は委員の任期とする。

3 議長は、協議会の会議（以下「会議」という。）を主宰する。

(会議)

第3条 会議は、鳥取県立博物館長（以下「館長」という。）が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(部会)

第4条 協議会に、館長の諮問事項等について調査研究するため、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は議長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。

4 部会長は、部会の調査、研究の経過及び結果を会議に報告する。

(部会長会議)

第5条 協議会の運営を円滑にするため、必要に応じ部会長会議を開くことができる。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、議長が会議にはかつて定める。

■鳥取県附属機関条例（抜粋）

（平成 25 年鳥取県条例第 53 号）

(設置)

第2条 略

2 別表第 2 の右欄に掲げる事項を調査審議させるため、教育委員会の附属機関として、同表の左欄に掲げる機関を設置する。

(会議)

第5条 附属機関は、議事に關係のある委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決するものとする。

別表第 2（第 2 条関係）

名称	調査審議する事項
(略)	
鳥取県立博物館協議会	博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)第 23 条第 2 項に規定する事項
(略)	